

# 塩尻市議会基本条例特別委員会会議録

日 時 平成22年5月13日(木) 午後1時30分

場 所 第一委員会室

## 協議事項

- 1 第3回特別委員会協議内容について
- 2 他市議会基本条例概要について
- 3 他市の状況をふまえ今後の取り組みについて

## 出席委員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	中村 努 君
委員	塩原 政治 君	委員	小野 光明 君
委員	中原 巳年男 君	委員	鈴木 明子 君
委員	丸山 寿子 君	委員	中野 長勲 君
委員	古厩 圭吾 君	委員	中原 輝明 君

## 欠席委員

なし

## 議会事務局職員

事務局長	酒井 正文 君	事務局次長	成田 均 君
議事調査係長	中野 知栄 君		

午後1時30分 開会

委員長 それではお疲れさまです。定刻になりましたので会議を開催したいと思います。それでは、これより第4回塩尻市議会基本条例特別委員会の開催をいたします。1 あいさつとございますが、議長のほう、あいさつのほうは結構ですということですので、まずは資料1のほうの経過書の前回の委員会の部分、事務局より説明をお願いいたします。説明を含めてお願いいたします。

### 第3回特別委員会協議内容について

議事調査係長 お疲れさまです。それでは第3回特別委員会の協議内容の結果と言いますか、内容について簡単に御説明いたします。1番の(1)ですけれども、協働社会をつくる条例研究会の内容についてということで、地域づくり課長の田中課長より御説明をいただきました。その中で住民と協働でつくりあげることがポイントであるが、住民側から積極的な制定の危惧や、盛り上がりがなく、タイミングとして今ではないという結論となった。内容も必ず盛り込まなければいけないものはなく、条例を制定したところも先行した自治体の例をたどるものがほとんどである。(2)として塩尻市議会基本条例の前文・目的素案について、委員長のほうより御説明

がございました。その内容につきまして、内容は良いがもっと市民にわかりやすいものとし、項目の検討をしながら圧縮、やわらかいものとする。やるべき議論がしっかりできていないといけない。文字にこだわると危険なので、規定にないものは先例によるなど、ゆとりは必要である。世の中は動いており、常に対応できるものとし、自分たちで運用できないようなものではない。議員自らがつくるものであり、勉強が必要。委員だけでなく、常に議員全員がその内容について理解できていることが大切。

次に裏面に行きます。今後の進め方についてということで(3)ですけれども、他市等の条例を参考にしながら具体的な例をいろいろな角度で確認・検証・検討していく。先進的なもの、合併によるものなど、材料として共有化する。次回の委員会までに用意をし、事前に配付をする。個人で内容を検討してきてもらう。(4)として、今後のスケジュールの確認をさせていただきました。以上です。

**委員長** ありがとうございます。前は正副委員長のほうで前文と目的のほうを提案させていただいて、皆さんの忌憚のない御意見をいただきました。こういう形でもう少し内容等を検討したほうがいいというお話と、それからもう少し条文に入る前に、より具体的にいろいろな資料をもう少し持ち寄って、議会のあり方等を議論したらどうかという提案がございましたので、本日はそういう形に進めさせていただきたいと思います。前回までの経過書については特にございませんか、御質問等は、よろしいでしょうか。

それでは、きょうのほうの議題に入って行きたいのですが、お手元に資料は全員お持ちでしょうか、こちら。ファイルのほうに事務局からお配りしていた。よろしいですか。一応これを基にきょうは話をしますので、ないと。きょうの委員会の進め方ですが、一応、各特別委員会、議運、会派等で議会改革の先進地の視察を行っております。その資料をこのファイルのほうにまとめさせていただきました。これできょう、この委員会の委員の皆さんで参加なさっている方がいらっしゃいますので、一人5分から10分程度で行った視察先のことについて説明というか、感想も含めてお話していただきまして、その後休憩の後、それを基にしながら今後の議会のあり方について皆さんと少し、できるだけいろいろな発想や考え方を提示しまして、それを条文に今後生かしていくようなそういう方向できょうの会議を進めてまいりたいと思います。

### 他市議会基本条例概要について

**委員長** 早速こちらのほう、上から順番に少し視察に行っていた委員の皆さんより御説明をいただきたいと思いますが、議会運営委員会で所沢市と菊川市のほうを視察に、昨年、年度末ですか、行っておりますので、この資料を基に小野委員のほうから所沢市と菊川市について、御説明のほうをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

**小野光明委員** 準備していないので、そういう話はちょっとあれだったのですが、簡単に口頭で説明しますが、議会だよりの裏面に出ていたものがコンパクトにまとまっておりますけれども、両市とも一番質疑の中で中心となったのが反問権の問題と議会報告会。さらには市民参加という部分に質疑が集中しておりました。

所沢市のほうの特徴的なのは、以前ここでも説明したかもしれませんが、全議員が視点をさぐって全会一致で条例案を練ってつくりあげたというのが大きいポイントだと思います。それと反問権については、市長が女性市長にかわって、それほど議会対行政が厳しく対立しているということがないので、それほど厳しい部分でということは行政側のほうの要求もなく、あったというふうに記憶しています。

続いて菊川市のほうは、こちらは所沢市と違ってより実践的なもの、実効性のあるものということで、最終的に賛成多数、13対8で議決しています。おもしろいのが、改選期をばさんで結局、旧、改選の選挙が終わったあと、中には落選した議員もいたそうですが、旧議員によって議決したというのが特徴だったと思います。ですので、内容はごらんいただければいいのですが、より内容が厳しいというか、大分より実践的ということになっていますので、そういうことが一番のポイントかなと思います。それと合併の関係もあって、地域名は忘れてしまいましたが、そういう地域的な意味合い、いわゆる旧町村の壁を取り払う意味合いもあって、こういうものをつくったというような報告があったかと思います。雑ぱくですが済みません。以上です。

**委員長** ありがとうございます。事前に資料はお渡ししてあったのですが、何か気づいた点等、ほかの委員の皆さんからあれば、よろしいでしょうか。

ではちょっと私から、小野委員に。菊川のほうが実践的で、所沢市のほうがまだまだという、制定した時期がまだまだ早いのでなかなかうまくいっていないということがあったと思うのですが、その辺は何か特徴的に差があるような点とかは。

**小野光明委員** というか、両方を見比べてもどうこうというのは多分出てこないのかもしれませんが、取り組み方の違いでしょうね。所沢のほうは全会一致を目指したので、中には強行に反対する議員もいたようなのですが、そういう議員も少しずつ説得しながらそれぞれ一致点、違う点もしっかり議論して、全議員が納得する形で条例化したというのが、所沢の特徴だったと思います。細かい点まではちょっと覚えていないのですが、一番のポイントはそういうところだったと思います。説明したのが特別委員長ともう一人、だれだったか名前は忘れましたが、議員側からの説明がありました。

**委員長** ありがとうございます。他に何か皆さんからは特にないですか。よろしいですかね。では続いて伊賀市と北名古屋市のほう。こちらも議会運営委員会で1年以上前になりますが、視察のほうに行っておりますので、中原巳年男委員からこの2つの市について御説明をお願いしたいと思います。

**中原巳年男委員** まず三重県の伊賀市ですが、この基本条例について、やっぱり反問権ということで、この資料の中の5番にあります、行った時点では市長と教育長が質問内容の確認と代案を求めるということで、3回使われているということ。

それから少しこれは内容的に自分達で精査していないと言ってはいけないのですが、6番のところのような形の中で内部監査等の費用の問題ですが、それから伊賀市というと議会の時に忍者の格好をして議会に出席しているという個性のある議会、市民運動をしているわけですが、やっぱりこの中でも一番は議会報告会ということで、そういう形で報告会の義務化を明文化してあるというのが、7条のところにあります、まだ現実としてなかなかうまくいかないということ。

それからあと少し気になるというか、必要なかなというのが4章8条の(3)議員は会期中または閉会中にかかわらず議長を経由して市長等に対し、文書質問を行うことができる。この場合において市長等に文書により回答を求めるものとする。というような形のもの。それから、議会は議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする、ということで、議員と執行機関との意見、質疑応答、そういったものを明確にして残していくというような形で、いわゆる議員の、この解説のところにありますけれども、口利きや働きかけの防止など、

議員からの要請質問は文書で行うというのを原則としてやっていくというようなことで、当たり前のようにありますけれども、やはり議員として当然そういう行動をとっていくという内容のものということで、条文の中身については非常に勉強になる部分が多かったような気がしています。

そもそもこの条例をつくるということについては、不正ないろんな問題、議員にかかわるそういうものもあつたということの中で、こういう形のものをつくったというのがスタートだったようですけれども、例えば今、塩尻ではインターネット等で見られるような形になっている部分がかかなり多くなっていますが、その辺のところもこの中に載ってまして、それぞれのところでやっぱり事務局体制の整備というのは非常に重要であるというようなことを感じましたが、この条文自体ではかなり細かくできているが、実施という部分についてはまだもう少しなのかなというような感じがしました。

それから北名古屋市ですが、これも合併によってこういう基本条例を策定するという事になったようですが、やっぱり先ほど小野委員のほうからもありましたけれども、この条例は議員全員が賛成をしないと意味がないということの中で、先ほどの伊賀市にしても北名古屋市にしても、みんな全員が連名で議案を提出するところに、全議員のしっかりとした理解、それから基本条例についての姿勢というものを確認した上で制定に動いているということ。

北名古屋市で一番感じて今でも残っているのが、この1ページ目の大きな2番のところに、議会報告会推進協議会で条例に入れるか議論的となったが、扱い方を間違えると特定の議員を攻撃する場となりかねず、参加し発言する特定の人は決まっております、一人の議員をつぶそうと思えばできる。また開催するとしたら開催会議にどう市民を集めるか、議会全体の報告ではなく特定の議員の報告会にならないか、というようなことが非常に心配だということで、政党や個人で既に行っている等の理由により導入をしなかったということで、これは北名古屋市でどこかの、ちょっとどこということとは向こうでも明確にはお話がなかったのですが、報告会を開いたところで一人の議員に集中されて、その議員をつぶすような形になっているということを知ったので、この報告会を入れなかったということでしたけれども、やはり報告会については必要なものであろうというふうに感じますので、今後の課題としてどういう方法で、どういう単位で、どんな内容でということをしかり議論した上で導入をしていくという考え方が必要であらうというようなことが感じられました。

北名古屋市の場合は、正副議長が、視察の場合には出席をしてこの基本条例についてというような経過、考えというのがありましたけれども、正直言ってちょっと、条文と実際の運用がまだまだかみ合っていないというように感じました。以上です。

**委員長** ありがとうございました。何かございますか。

**中原輝明委員** あるともないともじゃなく、みんな話をして、そしたら後でまた話し合えばいいじゃん。いちいちあでもない、こうでもないということはないじゃん。話を聞いて、後は、みんなで意見を出せばそれでいいじゃんえか。説明が終わってから。

**委員長** はい、ありがとうございます。では次、白老町と北栄町を、明政会のほうで視察に行っていたいでいますので、古厩委員からお願いいたします。

**古厩圭吾委員** 白老町は北海道の町ですけれども、議会改革にもう早い段階から、一般町民の皆さんの御意見をいただく中で取り組んできたというような経過もあるわけで、見えた形と言え、例えば定数を削減したとか、

あるいは視察の日程を圧縮するとか、そんなようなことをそれぞれ進めたということでございます。それで発端的に考えられるのは、やっぱり議会議員の不祥事等々があったりして、結果そのことに対応するということと、それから御存じのように、これは近くの栗山町等々でああいう流れをしておりますので、そんなことも含めて近くのそれなりの思いが出たのかなというような感じもして聞いてきました。

それで、白老町の場合には通年議会ということで、年度初めに議会を招集してそれをずっと1年続けて開会中であるという流れを取っております。それで本当に考えられるのは、それは、理事者が専決処分で議会に諮らずにものを決めていくような流れについてのその思いがあったのかなという気がしたわけですが、お聞きをしてみますと、結果的に見ると、かつてよりもなお専決がふえてきたようなことも言われまして、いまいち納得しがたい部分にもつながったわけですが、ただこういう形で取り組みをされているということには、積み上げに敬意を表したいと思って聞いてまいりました。

それぞれその町としてもかなりの思い入れと、もう一方では私どももかなり、お聞きになりたいなら私どもの言うことのとおりにはやりなさいみたいなもので、時間から泊まることから日程はもちろんですけれども、全部指定をされまして、それにあわせて取り組まざるを得なかったというような、ある種の不快感も感じさせられました。ちょっと違うんじゃないのというような思いもしたわけですが、それはそれとして、そういう努力なり誇りなりというものは感じさせられました。

行政が住民の、町民の意見を聞く努力をしていると。心配するのは、そうやってきた時に、議会として取り組みをしなければ、町民は議会を頼りにしなくなるだろうと。そういう面の危機感は、かなり議会が感じているというような、そういう背景があると、そんなような感じを受けました。先ほどの議員の定数を減らせというような話が出る場合でも、減らせという意見と、もう一方ではチェック機能が低下するので問題ではないかと、そういう意見が両方出た。出たけれども、結果的には議員のほうで自主的に定数を4人減じて、20人を16人にしたので、2割削減をしたのですね。このことが是非かはともかくとしても、かなりの対応をしたわけですが、ただ、言ってみればそういうことで町民にある面では迎合するような部分に受け取られないでもないような背景も感じさせられました。今言っている通年議会の対応等につきましては、議会の招集権が首長にあることに対して、臨場感のあるタイミングのいい、問題が起きたそのタイミングを見計らって対応するには、常に1回開会をして開会中で休会をしているという中で召集すると。そういう形で臨むのがいいだろうということです。ただし、今の段階で結果を見ると、ある面の理想ではあるけれども、現実にはなかなか有効に機能するのは難しいのかなという思いがしないわけでもありません。開会中ということになれば議員もそれなりの拘束もあるかとも思うわけです。そういうことも含めまして、難しさはそれなりにあるのかなというような感じもしてきました。4ページ、5ページには白老町の通年議会のことも出ております。それからまた、後ろのほうには私ども感想等々も入れてありますので、またごらんいただきたいと思います。

それから北栄町ですけれども、これは中国地方の山陰ですので鳥取県で、北条町というのと大栄町が、2つの町が合併をしまして、その時の結局ある種の統一感を持ちたいというような面でも基本条例を制定したということにつながったのかなというような背景があるように感じました。いろいろな議員の不祥事等々もあったようですし、もろもろ含めまして、そういう背景のある面では統一するために、こういう基本条例で乗り切ろうとか乗り越えようとか、そういう思いはそれぞれにあったのかなという感じがして聞いてまいりました。

もろもろの中で共感したのは、北栄町では20年から鳥取県内では唯一の事業仕分け等々もすでに取り組みられておられたようでして、そういった面では先進的な思想をお持ちかなと、そんなふうにも感じました。常設型の住民投票条例等々の制定につきましても取り組まれておられるようであります。いろんな面では地域の出身者に名探偵コナンですか、あれの作者がおられるようでして、そういったようなこともフルに活用されて、いろんな面でそういう作品を利用されておるといような、そういう印象も感じてまいりました。いずれにしても合併による一体感をどうやって醸成していくかと、その辺が原点にあったのかなという感じで全体を見てきたわけでありまして。条例の内容等々については、添付された資料でござんたいだきたいと思っております。以上です。

**委員長** ありがとうございます。では続けて、三笠市は和の会のほうで視察されております、中原委員。

**中原輝明委員** おれはいいところに参加して、いま聞いた部分で何も無いわね。何かあるかい、何もない。ただおれが今感じているのは、やっぱり御意見はみんな視察した意見と状況を発表しているのだが、結局順序よくやるには一つ一つというか、一つの土台を何かつくって、それによって検討して今までのやってきた意見の出たのを、感じたことをその文章にして軸を編成していくと。そういう方法でなければ、意見をこうやってやっているだけでは進まないと思っております。そこらのところをうまくやったほうがいいと思うよ。視察した意見等は基調にして、そして作成していくということじゃなきゃまずいんじゃないの、と思っております。

**委員長** ありがとうございます。三笠市は青柳議員から報告書がございまして、参考にさせていただければと思います。栗山市と松本市。栗山市のほうは私から御説明したいと思っております。松本市のほうは副委員長からお願いいたします。

栗山は資料等がございませんが、もう既に沢山、基本的にはあるかと思っておりますが、議会報告会だけ私、行ってまいりました。栗山町は御存じのとおり、一番最初に議会基本条例を全国で初めて制定したところなんです。なぜ制定したかという理由はいろいろあるのですが、一番は非常に議会改革を進めてきた住民の参加する機会の確保、住民がいわゆる議会モニターという形で民間から公募した方が、議会の議員と共に政策を考えたり、それからもう一つは、象徴的な議会報告会ですね。各地区へ班編制をして5名程度の方が、塩尻でしたら各支所ごとぐらいですか、議会報告会を開催していくと。それでどのくらいの方が参加するかというと、栗山町は確か1万人ぐらいの人口だったかと思うのですが、そのうちのだいたい人口の5%程度の方が議会報告会に参加してくるといふふうにお聞きしております。なぜ条例化したかというところは、これは恒久的に今までやってきた議会改革を条例化することによって、議員が入れかわったりしたとしても、住民の参加、もしくは行政のチェック、今までやってきた議会の自治への貢献というものを、未永くさらに改革していくという意味で条例化してほしいという住民からの提起を受けて、初めて条例化したというふうに伝わっております。

最近の議会がいわゆる行政に対して先手を打つという部分で言われているところで、特にポイントとしては総合計画の内容を議決事項とした。構想は自治法では議決事項ですが、計画については議決事項にはなっておりません。それをきちんと議会も責任を持ってやっていくと。それからもう1点は、合併の問題が出た時に、近隣の町村の財政状況等を逐一調べたりして、議会報告会で取り上げて、その財政もしくは他の合併の事例等を議会が住民に説明した結果として、直接的な原因にはなりませんでしたが合併をしないような方向を選んだというところ。あともう一つ、これはよく御存じのとおり、夕張市が隣にあったという点で、自治体が破綻するという現実を目の当たりにして、より議会が行政のやることのチェック機能を果たしていかなければならないという、これ

は先ほど古厩委員がおっしゃっていた危機感と共有するところがあるのかなと。そういう点で栗山町が基本条例というものを制定して、議会が行政に対するチェック機能をしていく、強化している点です。

実際にどういったことでやっているのかというと、例えば指定管理者を町の福祉施設に導入したいと、町が言った場合に、指定管理者を導入した場合に人件費分を、町側がコストが上がるという事例を、メリットとして議会に提案して、ぜひ指定管理者を導入したいという提案を受けた時に、議会側は、指定管理者を導入したとしてもそこで働いていた職員の人たちは結局本庁に戻ってくると、結果的に町全体のコスト削減には至らないという形で指定管理者の導入を否決して、再度行政側に再考しなさいといった形での議決をした後のことを、その議決の説明をさらに議会報告会で住民にして、理解を求めていくといったようなことが、私が行った議会報告会では説明がされていました。また逆に賛成した場合は、賛成した理由、例えば保育園の統合等も、きちんとした、行政が言っていることが正しいかどうか、メリット、デメリットを提示して報告をしているといったような報告会が開催されていました。まともりませんが雑ぱくですが、栗山町のほうはそんな形で説明させていただきたいと思います。

では松本市は、ちょうどおとといですか、事務局と正副委員長で行ってまいりましたので、副委員長のほうからお願いいたします。

**副委員長** 松本市ではこの検討を平成19年からステップアップ検討委員会、うちで言う議会改革研究委員会のほうで行ってきまして、約1年半かけて41回開催されています。最初の頃はうちの今の現状と同じように、さまざまな意見がありますので、行ったり来たりゴチャゴチャしたような状況で、そうは言っても、全会一致での制定を目指すということで検討を進めてきたということでもあります。

それから内容につきましては、大体同じですが、特に議員間の自由討議を規定しているということ、市民参加の推進ということで議会報告会を開催していく、それから反問権については質問の趣旨の確認のためということ、を明記しておいたということ。一番大変なのが政策立案、政策提言、これをしっかりやるように規定をしているということでもあります。

先ほどからお話にあったとおり、つくったはいいいけども、実際にどうなんだということが一番重要なポイントということで、条例施策推進組織というものを設置しております。現在松本市では42人の議員がいますが、3つの部会がありまして、必ずどれかの部会に所属するということになっています。1つが政策部会ということで、ここでは政策提案、政策提言、議会運営、議会の機能強化というようなことをテーマに研究をしていくと。2つ目が広報部会、これが情報発信と議会報告会を担当しています。それから交流部会ということで、市民との交流、それから議会同士の交流。うちでやっている交流委員会のような仕事かと思いますが、そういうことを検討する。その3つの部会に所属すると。さらに正副議長と各会派から1人ずつが代表として進行管理部会というのを置いて、全体の進行度を常にチェックをしているという、そういう組織であります。全員が所属をして常にこういうことをやるということ、相当集まって会議をする回数はふえているそうですけれども、現在実際にやっているということでもあります。

それから政策提案についてですが、ことしからの取り組みらしいですけれども、各常任委員会ごとにテーマを設定して調査研究を行って、研究結果について全議員が参加しての議会政策討論会というのを開催して、議会として政策提言を行いたいということで、現在各常任委員会ですんなりテーマに調査研究をしようかというこ

とを各議員に投げかけている段階というなお話がありました。

それから広報活動の中で、各定例会の委員会の審査状況、これをケーブルテレビで委員長が報告をしているということです。これはテレビ松本との話し合いで、無料でやっていただけているそうです。それから市民交流会議というものを設置しまして、これは15人の委員を任期1年で選任をして、それは公募が10人と議長が指名する5人で構成されておりまして年4回の開催。こんなようなことを行って、実質的にこの条例が運用していけるような組織をつくっているというのが大きな特徴かなというふうに思いました。

一番この条例をつくってよかったという点は、本当に自分たちでつくりあげたので、何としても自分たちでやり遂げようという意識が議員の中に芽生えたということが一番よかったというふうに、議会事務局長はおっしゃっていましたが、そんなところでは。

**委員長** ありがとうございます。一応、一通り各視察状況、先進的な取り組みの状況を御説明いただきました。何かございますか。質問等は。

**中野長勲委員** これは視察なり集めた資料の中でみると、大体、序文というか文言は大差ないね。一番先につくった栗山町が平成18年、それから伊賀市が続いて、それからずっときているんだけれど、やっぱり栗山町は人口はどのくらいか、これは北海道かい。北海道だね。その辺のところ小回りのきくようなところからこういったものが、今で言えば議会と行政とのやり言葉で、これをいい方向にもって行けばいいと思うのだけれど、とにかく中身は大体同じという感じを受けました。それで、私も議長の時に議運でこの伊賀市へ行ったのだけれど、伊賀市で初めて研修を受けた時に、あの時の説明は全部議会事務局長が立て板に水のごとく、すごい行政言葉で説明してくれたので、これはすばらしいことだなと。それで帰って来る途中、今の塩尻の議会の事務局体制でできるかなということが一番心配になって、本当に伊賀市の視察についてはそういう感じを受けたわけです。感想は、資料をいただいて感想はどうかというと、そんなところが一番のポイントではないかと思います。

**委員長** ありがとうございます。一応きょうの進め方としてこういうお話の後で、先ほど中原委員からもありましたが、それぞれどういう議会にしていったらいいのか、もちろん今まで塩尻市議会でかなりのことはできている部分もありますが、そういう点について少し私のほうで枠を考えました。1つは市長との関係をまずどういうふうに考えていくのかということと、市民との関係をどうしていくのかという、この2つの枠の中で少し話を、休憩を挟むかは別ですが、今後皆さんとフリーに話を、きょうは会議を終わりたいなと思っておりますので。そんなことも少し念頭に置きながら終わった後で、どうしますか先に進めていいですか、そっちを。一応視察の報告についてはこんな形であったということで共通の認識を持っていただければと思います。

#### 他市の状況をふまえ今後の取り組みについて

**委員長** それで前回の委員会で前文のたたき台はお示しをしたのですが、まだまだもう少しこういう勉強というかを重ねて、将来的な塩尻の市議会について話したほうがいいのかという御提案をいただいてきょうの会議になっておりますので、ここからは少しそれぞれ委員さんの思いについて、自由なのですが、一応、市長と議会との関係、それを1つ終わりましたら、議会と市民との関係という2つの枠で話をさせていただきたいと思っております。

ではまず先に市長と議会との関係、これからどういうふうにあるべきか。栗山町などではどちらかというと、



二元代表制ということを尊重して、市長部局に対するチェック機関の部分を強めていかなければならないという立場に立って、どちらかと言えば野党的な議会というものが存在する。一方で、これまではどちらかという市長と議会は協調した中で施策を戦後は進めてきたという状況もございます。その中で塩尻市議会はこれからどうして行くのかなという、そんな形の中でお話をさせていただければと思うのですが、なかなかすぐには出て来ないですか。

**古厩圭吾委員** どういう方向で行くかと決めることはないと思うのだよね。いずれも大事なことだよ。その辺の難しさで、これを全部ひっくるめればつくるまでもない、当然じゃねえかで終わってしまうだよ。これは難しいだよ。特に真っ先にやるところは、全国初だという意欲に燃えてそれは結構だけれど、今からつくるのに、何これは、になりかねない部分と、そうかと言って先発されている皆様方のお考え等々をどうやって生かすかということは大事なもので、もろもろ含めて、しかしあまりこんな膨大なものをつくることはないと思う、おれは、そんな長たらしいものを。これは、それぞれで今までうちの議会が取り組んできたり、あるいは先例事項を積み上げたりいろいろしてきている、そういうものがあるので、それを蒸し返してやっていくようなことだとあまり意味がないのではないかなと。そんなのならばずっと前から、どこの議会が始まる時からあったと言いたいくらいなもので。ただ基本的な部分だけはもってこなければいけない。今委員長が言われたように、首長と、理事者と議会との関係というのはこれは明解にしておかなければいけないと思う、これは。だから、その時にどっちかにするよみたいな話は、おれは少し違うのではないかと思うのだけれど、いずれにしてもそこは絶対にうたわなければいけないことだと思うよ、おれは。全く立場が違うんだから。

**委員長** ありがとうございます。では立場をうたわなければならないというところで、どういう立場のうたい方があるのか。

**小野光明委員** 立場は、ちょっと論点からはずれるかもしれないけれど、さっきの報告の関係で、栗山町の条例の導入で、交流委員会でも先生を呼んで講習を受けたりしているんですけど、それと視察で昨年行こうと思ったけれど行けなくて、ほかの視察になってしまったのですが、三条市は別の観点で行ったりしているのですけれども、そもそも夕張市の破綻が周辺の町村に与えた影響が大きいというのが原点にあるかと思います。それとほかの由仁町と三笠は別の観点で行ったのですが、栗山町は実はいまだに合併を望んでいるという声を聞きました。印象からすると三笠市も人口が急激に減っていて、確かに先進的なものをつくったのだけれども、周辺を見ても、やはり合併しても生き残れんかという印象を受けて、確かに条例では注目されているけれども、次の破綻の危険性がすごく高く、議会と行政が活発だというのは結構なのだけれども、どうも三笠市とかを見ていても、確かにそういう基本条例だなんだと言っても、住民を食わせることができるの、というところをすごく感じていて、確かにこういう条例をつくるのが大事だけれど、もっと根本的にやらなければいけないのではないの、というのは、別の意味から感じたところです。

この市にとって、なぜ、それぞれ導入した背景があると思うので、そういうところも見ながらいかないと、いろんな首長との関係とかは結局、憲法だ地方自治法だみたいなところを周知して抽象論になるので、なぜ塩尻市にこれが必要なのかということも見極めていかないと私はいけないと思います。

一つには榑川村との合併があったりとか、中心市街地と言いながらスプロール化していると思うのですけれども、個人的には、旧町村、旧村部との関係をどうするとかいうところの視点もないと、議会といわゆる市長との

関係ということの抽象的なところになってしまうと、何か私は焦点がぼけるのではないかなという気がします。少し論点がずれるかもしれないですけども、そんな意見です。

**委員長** 今小野委員がおっしゃったとおり、合併を契機に基本条例をつくる場所が多いというのは、議会運営が違ふところが一緒になりますので、自ずと統一したルールをつくりたいということで、先ほどの北海道の町と、あと北名古屋市がそういう例ですし、あともう1点は小野委員のおっしゃったとおり、これがどういうふうに逆に塩尻市民に、条例をつくったことによって還元できるかというのは非常に大切なところだと思います。

**中原輝明委員** ちょっといい、今関連して。出前講座って、皆さんは知っているかどうか知らんが、出前講座というのは、何を目的でどの地をやっているか聞きたい。あれだって問題だよ、出前講座。大門と広丘だけやっているきりで、ほかは用はないと、こういうことだでさ。ああいうもの自体が何を考えているのかちっともわからない、出前講座。ああいう関心というのは誰もないだかい。あれこそ議会が反発しなければいけない。それは議長にしなきゃいけないと言いたいだけださ。あれだけでいいのか。大門と広丘だけで出前講座やっていて。全ての市民を対象にした講座でなきゃだめだと、おれは思う。それともう1点は、おれも議長時代から今でも思っているのは、政策の提言というが、政策というのは予算措置の手前に、議会が一つの協議会でも開いて、塩尻市の全体像から見た、あそこは何をすればいいか、こっちはどうすればいいかというおさらいをしてそれに重点的に予算づけをするような努力をするように、議会がしなきゃいけないというのが、私が今まで考えて思っていたことなのだ。だから個人的な意見ではなくて、塩尻市の全体像から見た今、広丘、大門にはどういうものが必要だと、市の中心は何が、こういうことを、議会がよく検討してそれを市長に提言して、やっぱ予算措置してもらおうと、これがおれは本来のやり方かなと思っているのです。最近痛切に感じたのは、それをうんと感じている。今も、出前講座ということに対して、なぜことあそこの広丘の一部の人たちだ。これは塩尻市全体の問題だと思う、活性化というのは、心配するのは、本当にそれをしっかりしなければ、全体を見ながら協力してもらったり、興味を持ってもらったり、みんなで助け合ったりしてやってほしいなと、おれは今でも思っている。いけなくなったではいけないで、みんなで助け合わなきゃ。そういうことです。

**委員長** ありがとうございます。ほかに。

**副委員長** 私は監査委員という立場で市長との関係で感じていることなのですが、今全国的に住民監査請求が急増しているようです。遅かれ早かれ塩尻市にも起きるだろうという予測でいます。当然議会で予算を審査して通ったものの執行されたものについて、それはおかしいのではないかと住民監査請求が来て、まずそれを監査員のほうで受理するかしないかというのを決めて、受理して、返還命令を出したり、あるいは却下という結論もあるのですが、今度、却下するとそれが住民訴訟という形になって、結構それが残ってしままだに継争中というケースが多いそうです。既に松本市でも現在14件ほど抱えているそうで、松本市の監査委員の仕事は定例の監査以上に、住民監査請求に対してどういう判断を下すかという仕事のほうが多いというような現状にあるようです。そういうことが塩尻市にも今後起きてくるとすれば、やはり議決する予算についてはしっかりとした審査の目をもって臨んでいかないと、これは議会も共同責任ということになってしまうので、やはりそういう議決権の拡大だとか、委員会のあり方だとか、そういうこともしっかり見直していかなきゃいけないなというのを最近感じているのです。

**委員長** 今、中原委員と、副委員長が言われた予算ですね、基本的に行政は予算と執行側は首長が持っている

わけですが、一方で、それを決めるのは議会であると。その決め方とその後の、決めただけでなく結果責任も住民監査請求で問われる可能性がかなり出てきているという、そういう状況のお話だったかと思うのですが、その辺も含めて何か皆さん、例えば市民の方とお話する中でもっと議会は、監視機能をもっときちんと持つべきだとかいう部分の。学者さんとかはそういうことをおっしゃるのですが、皆さんはどうでしょうか。肌で感じているところと思うところがあれば。せっかくこういった部分で。議長は決算委員会の話、議長のほうから強く提案されていますが、この辺は何か。

**議長** その前に少し、先ほど栗山町の話が出たのですけれど、近隣でお聞きすると栗山町ははっきり言うと、もう今はいつぶれてもおかしくない状態にあると。そういうことでこの議会基本条例をつくったけれど、近隣の市町村は割とそれには賛同してくれないということで、割合とぐるわの人たちは冷やかな目で見ております。だから、そういう関係からも栗山町は当然、市長と議会が喧嘩とかそういう時点から離れてお互いに協力してやっていかなきゃいけないということで今やっている状況かなと思っています。そんな面ではちょっと、栗山町さんの話は自分たちも最初はいいかなと思ったのですけれど、ちょっと日程上も向こうの都合で全て決められちゃうから、なかなか思ったように日程が取れないしということで、栗山町はやめて白老町と富良野と、それからあれでしたよね、3カ所行ったのですけれど、栗山町の話はそういう話を少し聞きました。

自分の言っている決算特別委員会というのは、これは通年にすることによって、例えば1年のうちに5回なら5回、4回なら4回と決めれば、4回と決めれば3カ月に1度ずつ決算のことについてやっていけるわけですよ。そうすると、最悪の場合でも3カ月前のところまで、その時の決算委員会で審査していくわけです。そうすると、最後の3月議会になる時には、基本的には1月、遅くても12月までの決算に対しての審査は大体終わっている。だから後の残予算の1月、2月、3月で消化、要するに残った工事とか、そういうものの消化のあれだけで、この辺は予想がつくだろうと思うのです。そういう形でそういうものを取り入れる中で、予算に対する決算のある程度の足跡を出してもらって予算を決めていかないと、結局今の方法でいくと、1年前の決算の結果も取り入れられていない、予算には、予算はあくまでも前年度予算に対しての予算であって、決算とは全然かけ離れている。そういう意味では自分はやはり民間企業だったら、当然決算のことは想定する中で予算を組んでいく、そういう形に近づけていきたいなと思っている。それで通年の決算委員会に自分は固執しているわけですが、だから通年議会ということで、さっき出た白老町の決算通常委員会とはちょっと違うかなというような気もします。別にそこに予算委員会がついてもいいでしょうし、何がついてもいいと思いますけれど。

それと、先ほど古厩委員が言ったように、大体、通年議会をやって、市長の専決がふえること自体、基本的にはおかしい。専決を出さないでその場で出してやっていけば全部チェックできていくはずですよ。そういう形でも市長部局の、要するにははっきり言うと、力が強すぎるのかなという気がします。それで、市長ではないですけれどもある方と話をした時に、議会でそんなものをつくられては困るという話がありました。なぜかという職員が対応できない。だけれど、実際にそうは言っても業者の場合は2カ月後までに決算をして、そして税金を支払わなきゃいけない。だから企業はみんなそれをやっている。なぜ国にしても県にしても議会だけがそういう特権を許されているのかということ、やっぱ、そういうあやふやなところがあるのではないかなと。要するに決算に対して予算を組んでいくと、基本的にはある程度のものが把握できる。だけれど、対前年度予算に対して対今年度予算の場合には、この前もちょっと委員会で指摘させてもらったけれど、ひどいのは4年間全く同じ予算が組まれ

ている。しかし決算のほうは年々減ってきているのに4年間ずっと同じのが組まれている。こういう状態があつていいのかなという気がします。だからその辺のことで、決算は、自分は重視していきたいということで、決算のほうはそういうことですけれど。

それから、なぜ基本条例かという、やはりそういう中では市民の皆さんとどんな意見を言って話をしていくかということで、今、はっきり言って、ここにマスコミの皆さんもいらっしゃいますけれど、基本的には報道自体が市長を中心に報道していくから、議会はほとんどないがしろにされている報道もされている場合もある、はっきり申し上げます。ということは、議会が何もしないということを言っているのは報道陣が書いているペンによるあれもあります。あると自分は思っています。なぜかという、市長部局と議会がどういう立場にいるかと言ったら、さっきの最初の話のあれになりますけれど、どう立場でどういうスタンスをもつかというのは、基本的には、もう大前提に掲げている中の二元制の中での、要するに行政側のチェック機能であって、監視体制を強めていく。さらなる強力にしていくと、自分はこの辺は当然当たり前だと思っている。だから、それがさっきの一番最初の市長と議会との関係かなと思っています。

そのほか、一度に全部言ったってどうせあれですから、そういう中で議論をしていく中では、やはり市長とはあくまでも、市長と議会はあくまでも、予算なりいろんなこと、条例なりに対してチェック機能としての機能を深めていく必要があるだろうということはあるので、ちょっと過激な言い方する方の書き方によると、要するに敵対意識ではないけれど、そんな意識で議員は臨むべきだということも書いている人もいます。今のところこんなところでもいいですか。

**委員長** ありがとうございます。多方面にわたった御意見だったと思うのですが。

**中原輝明委員** ちょっといいですか、これも関連みたいなものだけでも。例えば議会というのは何だかという、理事者からは、体育館の問題を一つ例にとると、体育館をあそこにつくと理事者から出ているが、議会全体としてはどうだかという、それをやらなきゃいけないわけさ。議会は議会として、理事者はそれをやればいいし、議会は例えばあそこではなくて違う土地のところに行ってもっと大きなものを建てたり、将来的に悔いが残らないものを建てるとか、こういうことを将来的に我々が考えて提言するということも必要だということをお願いしたい。

それと議員の一番いけないのは、おれはいつも言っているが、とにかく、あそこに体育館って、中はどうするだい。財政問題全てがどうクリアして、それなら行けるぞと、その後だ、内容を詰めるのは。そうでなくて今の議員はちょっとやって中の細かいところまでいってしまっている。このウイングロードを買う時もそうだが、やっぱり経済状況と財政状況がどうであるか、将来的に。そして維持はどうであるか、今のこの場合は、買っても将来どうなるかというのと税金と、なくなるから。固定資産税みたいなものがなくなっちゃう、今度は、市民サービスになるかというのもある。そういう問題が全て問うてやっていかなきゃいけないと思う。それで、いつもおれは言っているが、大門の商店街が活性化しなきゃ地域はよくなりません、おれは昔から、地方がよくなりゃいけないというのが私の原点だけれど。そういう言い方をこれからの、例えば体育館にしても、これから建物を建てる場合は必要だし、東山のあその苗圃の跡もどうすればいいかという大きい視野で我々は見聞を広めて、それぞれのこうしようという話し合いの中で、塩尻市の将来展望をやっていく必要があると思う。これは議長にもお願いして、そういうことをやってほしい。

**議長** やっぱしそれは当然のことだと思います。基本的にはそれが市長に対する対案として出せる政策提言だと思います。要するに議会として、市長部局から出るのを待っていてやる方法もあります。だけれど、今うちの議会には体育館に対する議論をする場としてつくってあります。そこで大いに議会としては必要でないとか、必要だとか、つくるとしたら場所がどこだとか、そういう形を決めて市長に対して提案をする中で施策として上げていくとか、それが市民の声だということでやっていくとか、そういうものが当然必要になると思うのです。

**委員長** ありがとうございます。ほかに。

**丸山寿子委員** それぞれ大切なことを言っていていただいていると思いますけれど、やはり夕張市の例が出てきた時に、行政側というか、市長の側に対する批判とともに、やはり議会は何をしていたのだろうかというような声ややはり全国的に上がったりしている中で、普段から私たちも議員をやっている中で、非常に審査の仕方について一定の制約がある中で審査をしている、その審査の仕方の形であったり、あるいは行政側からなかなか情報が出て来ないというようなことだとか、いろいろなもどかしさを感じながら議員をやっているわけで、何かそこにもっと違った方向性はないのだろうかということを、私たちは議員をやっているながら自分達でも日頃感じていた中で、今それぞれ皆さんがいろいろ言ってくださっている中で、本当に大切なことというのが幾つもあるわけなのですけれども、この基本条例をつくっていく中で、それが一つの風穴をあけるというか、方向が少し見出せるのではないかというようなことを思っています。

それで、市長のほうに対するチェック機関として機能してきたかとか、そのことも、やはり従来の日本の中の議会というのが、どうしても追隨して、しゃんしゃん議会という言葉もありますけれども、そんなふうに言われたりしていることに対する、本当に変わっていく一つのきっかけかなと思っているわけなのですけれども、それでそういうことを長年しつけてしまっているがために、政策提言までなかなか今までできなかったというのが全体的なことになってきているので、そここのところを今ここでクリアしていくのにやっぱり大変な部分があって、私たちもその部分をどうやって乗り越えて行こうというところだと思うのですけれども、それぞれ皆さんが大切なことを言っていたように、そここのところは私たちも意識をしっかりと持つ中で、このことでやっぱり変えていきたいなというふうに思っています。市長との関係ということは、そういった意味でやはりしっかり議論して、明確化していかなければいけないというふうに思っています。まとまりませんけれども済みません、そんなふうに。

**委員長** ありがとうございます。折角なので御発言をしてください。

**鈴木明子委員** 委員長のほうから市長との関係を、というようなことが出されたのですけれども、こういふきあがっている他市の事例なんかを見ても、ではどういうことを書いてあるか、そのことに関して、たとえばそんなに大したことは書いていないよね。当たり前のことと言えば当たり前のことで、反問権についていろいろ書いてあるところはあるとして、でも議会と一問一答でやるとか、そういうような程度のことで、そんなに特別なことではなくて、それよりか議員としての資質をお互いに高め合って市長の出してきたものに対して適切な質問を繰り出して、市民にとって必要な情報を明らかにするとか、そのことによって市長に、ある意味では提案してきたものに対するの翻意を促すというような、そういう立場に立つ質問になったりとかいろいろ思うのですけれども、そういうことをより適切にやれるように私たちが力をつけようというような内容かなと思うのですけれども。そんなに、もともと議会と市長との関係というのはあるわけだから、あるべき姿があるわけだから、

それを文章にするということの作業はあるかもしれないけれど、そんなにあまり主点というか、それはあれじゃないですかねという。それも少し抽象的な話で、具体的な事例が生まれた時に、議会の中で自由討議というのはなかなか私もイメージがわからないのですけれど、それって特別委員会とかそれぞれの常任会とかで協議会とか何かの中でやりとりする、あるいは全協でもいろいろやるとかという、そういうものをもっと議員だけでやるとかというようなことなのか。ものによっては一つの対案としてというより、議会からの提案としてこういうことをやれということを出していくというのは結果としてはあると思うけれども、それを目的に、それをやらなければ議会としてだめだということではないのではないのかなと。議員は一人ずつ選ばれてくるわけで、その会派もいろいろ組まれているわけだし、そういう中で提案したり、発言したりということは自由にできるわけなので、そういう、言ってみればそれぞれ力を付け合うという点で議会として切磋琢磨する場面というのをつくろうというのは、私は悪くはないと思うのですけれども、ただ意見を一つにまとめて繰り出していかないと市長と対決できない、一つは議案提案権というのは2人以上いればできるわけだから、それを提案して今もやっているではないですか。賛同する議員が賛同して出していく。そういうような形をもう少し発展できるような努力というか、議会であるように、それも力だと思えるのですけれども。

**古厩圭吾委員** 議会と首長という発想でこういうことを考えていくと、今九州の阿久根市あたりの市長がああいう独走と言っているのか、独善的と言っているのか知らないが、ああいうことをやっても結果的にどこの法に触っているだということはないわけだ、たぶんないと思う。法に触れば触っているという話になるわけだけれど。としたら、全面的に市長、いわゆる執行権を持っている強さというのは確実にあるわけだ、文句なしに。まあ大統領だね、首長は、そこにいくと議会に与えられている権利というのは、出されたことに対して賛成か反対かをやるのと、提案することはできると思う多分、それはやっていく。それ以上に、では何かの権利を持つてものできるかということになると、執行権を持ってないわけだ。そうすると、例えば選挙の時に私はこうやりますなんて、自分で公約して出てくる奴は、おまえは何の権利があってそんなことを言えたのだと言われた時に、言えるのかということまで考えれば、この辺を含めて、私は阿久根の市長の、あれができるとしたら議会は一体これに対抗するべくかなりのことをしっかりしておかないと、使う、使わないは別にしても、対抗できないのではないかという思いが、私は一方ではある、正直言って。では議員というのは、例えば首長は一人っきりいないわけだ、大統領だよね。ところが議会というのは今うちで24人いれば、同じことに対して24通りの考えがあるわけだ。それはだれも否定できないわけだ。ではその結果として、例えば1票差だろうが、23でやって12対11になるだろうが、多い方がそっちに決まるよと、これはこれでいいじゃんね。そのことを認めていくと。そういう中で、例えば結論はこっちでいいと思うけれども、しかしそれをやった場合にこういう問題点についてはどう考えているだということ、やはり議会の中ではやっていくべきだと思うだよ、議員がね。ところが議員はこのことはいいことを言っているからいいわという雰囲気、私は基本的にはかなりあるのではないかと思っているがね。そしてあえていろいろ質問すれば、首長は気に入らなくて文句を言っているだかみみたいな雰囲気が結構出てくるから、こんな発想では話にならないと。そんな、問題点を指摘して当たり前だろうと、どんないいことだって問題はあるだろうと。だからそういうことに対してもう少し基本的な考え方がわかっていないと話がずれているだよね。それで勝手にこの人は、みみたいな先入観でやって、例えば前向きな話が、そんなふうになれば変わったことを言うじゃないかみみたいな発想で受け止めているようではね、私は違うのではないかと思う。

だからそういうことについて議会ってこうだよという部分を少なくとも、私は必要性を感じるよ。うちの市の中で見ても思う。本当にわかっているだけかと言いたくなることあるもの。含めてその辺の原点に立った上で、私は意識していたってかなり理事者、執行権を持っているところに対しては、それをやった場合にこういう問題点が出てくるかもしれないと、これについてはどういう手段を持っているのかと、そういう指摘をしてそれを市民が見れば、議会もおれの考えを言っているわとか、そういう話に多分なると思う。ところが見えないから、結論だけ出てくるから、こんなことを決めているなら、ただ勝手に手をたたいているだけだろうというみたいな受け止め方をされているのが現実だと思う。だとしたら、そういうことではない、もしそうではないとしたら、それが見えるようにどうやってやるかというような、そういう方法をやらないと。報告会をしるというのが、報告会というのは議員だって立場は全く違う人がいるわけだ、報告会をしたって。その時にだれかが市民から指摘された時に答えは2通り出るよ、必ず、賛成と反対が。出ないほど良い執行をしていけば結構だけれどね。だったら、そういう時に議会はなんだい、割れてるじゃんか、みたいなことを言われてるとしたら、私だって不満ではないかなと思うけれどね。だからそういうことも含めて議会の存在と執行権を持っている立場との違いというか、それを少なくともうたってはと。それで議会が自分の、そんなことを言っはいけないが、手足を拘束するようなことばかり決めて、市民の受けのいいようなことを決めて、うちの議会はこんな立派な基本条例をつくりましたなんて、私は違うではないかと思うよ。

**委員長** ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと思うし、議会というものがどういう場所なのかというところの本質の議論というものを今おっしゃられた、確かなかなか普段考えることがないのかなど。実際、運営上は事務局の運営にほとんどのとってやるけれども、古厩委員のおっしゃっているとおり、議会の議論というのは、庁内の議論というのは見えません、でも議会の議論というのは少なくとも公開されていて、そこでいい悪いということをしちんとやるからこそ、物事が決まっても失敗しない可能性があるという、そのための議会という部分かなと思うのですが、まさにその辺を条例に明記できるということが、当たり前のようにすけれど、実際に文で書かれているというのはなかなかないのですね。議会というのはどういうことを、行政法上とか行政の学者さんのおっしゃることはこうだけれど、本当に議会は議論してどうしなきゃいけないかという部分は書かれていないので、ぜひ条例にそういう文で入れられたらなと思います。ありがとうございます。

あと1点、議会報告会の話でちょっと、2つ割れるのではないかという、可能性が十分あると思いますね。例えば1対10で決まった場合は、これは割れるのですが、ここからは私の答えじゃなくて、ほかの報告会でどういうふうに説明しているかという、やはり議会としては多数決で決まったほうのことを説明すると。ただ市民からもし反対のことはどうだったかと言った時に、反対した議員さんが委員長だった場合は、例え反対でも賛成の結果を説明するという形でやっているそうなのですが、ただ逆に反対だった議員さんがそこで率直に述べても私はいいのかなと思うのですけれどもね。議会がむしろ一緒になること自体のほうが少ないというのは、まさに24人、24通りの意見だと思うので。その辺はまた研究していくところかなと思います。

**古厩圭吾委員** それをどうするかということは考える必要があるということ。

**中原輝明委員** ただ、その辺をしっかりとすることになればこんなものはいらなくなる。しっかりしたことになることを考えると、結果的には、それで小口市長の一番いけないのが、この間も6人ばかり反対に動いたが、反対した奴が悪いじゃないだよ。意見を述べて、それで多数決で決まったことに従っているだけ。この原理を忘れ

ちゃいけないわ。必ず戦はあっていいだ、論戦をして。アメリカだかイギリスを見る。今度は自民党だか何か一つになったじゃないか。合体して2、3年くらいはやるということだが、でもそれでも一緒になる時はなる、やっていって。でも議会の議員の連中の中にもいるぞ、そういうのが、そういう考えの者が。あの野郎どもは6人は反対だから、あんな者はろくなものじゃないと。ろくな者じゃないではなく、よく意見を述べてよく反対したぐらいに褒めればいいがさ。市長などについていだけの者がいいじゃないよ。これが原点だ、おれは。こんなものはいくら論戦しても、こんなものつくっても、きょうの話はみんな筒抜けだ、これは。おれが議長をやった時もそうだったが。議会運営委員会でしゃべっちゃいけないことは、何もおれが知らないのに、嘘を書いている。人間というのは、しゃべっていいこと、悪いことの判断できる議員になってほしい。最近の議員はろくな者はいないよ、はっきり言うが。判断がある判断が。何でもしゃべればいいのではない。市長に伝えることはうまいこと、あれはこうだが内容はこうだよという説明して話してくれるならいいよ。これだけは頼むわ。そうでなきゃこんなものはできないよ。これが原点だし。ちょうど今マスコミがいるで、マスコミの皆さんに何を書かれてもいいけれども、こういうことだよ。おれは、きょうははっきり言うておくが。いつも議会の中での話はそうだが、なんだか市長寄りで、出た意見は貴重な意見が出てない。反対があったら、こういう反対が出たということも書いてほしい。名前を書いていいで。そのくらいやらないと市民は納得しないよ、全然。何をやっているの、議員は、こういうていたらくだ。おれが言ったと書いてくれて結構だ、それこそ。市長寄りの人っきりだという評判だ、もっぱらだね、今。気をつけてよ。

**委員長** 折角の機会なのでフリーということで。マスコミとの関係も確かに議会にとっては重要なことですよ。ね。

**中原輝明委員** 怒ってどんどん書くようになってくれれば結構だが。

**中野長勲委員** これは(2)に他市の状況と書いてあるけれど、今出た阿久根市、名古屋市とか。これから言うて首長は少なくはならないよね。既に基本条例というのが180市だかつくってあると言うけれど、その市に対する首長なり、執行側というものはそういう傾向というのはわかるかい。要するに、基本条例をつくってある市の、議会基本条例をつくってある市の執行側の対応。

**委員長** 対応ですね、条例が制定された後ですね、前じゃなくて。

**中野長勲委員** というのはさっき言った、この条例をつくってもらおうと職員はやりにくいとこう言ったわね。そういったものがプラスになるのかマイナスになるのか。そういうことも考えなきゃいけないということだよな。

**委員長** 行政側から見た、職員の側から、もっと言えば市長から見た場合は、この条例を本当にやっていると、やりにくくなる部分は多いです。もっと言えば、地方自治法上の首長と、議会の関係はまちがいなく首長のほうが絶対的に強いのです。大体、招集権が向こうにある時点で明らかに強いのですね。でもそれを基本条例で一つ一つ議会にお伺いを立てる状態にしていくわけですよ。そこに議会が、例えば一番大きいのは総合計画の議決事項にするとか、いわゆる政策について専決処分をできるだけなくすとか、それに市民の意見がこうだということや、議員のほうで、24×1,000だったら市長よりもいろいろ市民の声が聞けるとか、そのお墨付きを受けて市長に対して対抗していくという意味では、条例があったほうがいいだろうというのが、私の個人的な考え方でもあり、学者さんたちはそういう考え方をしていますが、一方で、この間全国議長会の監事さんがおっしゃったとおり、逆に条例を上手に使われる可能性も決してないわけではないと



というのがあって、もっと言えば結論は正直出てないと思うのですね。

**中野長勲委員** ただね、名古屋市とか阿久根市とか話題になっているのはそういうところだけけれど、その時のその市の議会对応、もちろん基本条例なんかつくってないよね。

**委員長** 阿久根市とかですか。

**中野長勲委員** できていないよね。

**委員長** マスコミの話しか私も見ていないので確かなことは言えませんが、阿久根市はもう基本的にどうしようもない状態ですよ、一言。議会を開いても市長も課長も答弁しないといたら。召集しておいて出て来ないと。

**中野長勲委員** 少なからずそういうことだね。これから多くなっていく傾向があると思う。

**委員長** 現状の地方自治法上では起こり得ているわけですから。

**鈴木明子委員** でもそれは議会基本条例があるなしにかかわらず、議会を招集しておいて出て来ないなんてことは、市民に対して申し開きのできる立場じゃないじゃんね。

**委員長** でも、その市長を市民が選んでいるということ。

**鈴木明子委員** それは阿久根市民に任せるしかないけれど。例えば名古屋市なんかで言えば、人のまちのことではあるけれど、やっぱり議会としての議会改革的な視点があまりにも欠落してきたことによって、ああいう独善的と言うか、ああいうことも逆にそういうのも必要じゃない、と言わせるような状況をつくり出しちゃったということは、議会の側のその力のなさというのがあったかなというふうには思うので、塩尻の場合は常に議会改革は俎上にのせて取り組んできているということもあって、これでいいというわけじゃなくて、今もこのことをやっているわけであるので、民主主義というの、普通の道理どおりに進めるというのが、その力の持っているところはある、執行権を持っているというのは市長側にあるけれど、でも私たちは一人一人が市民から選ばれてここにいるという点で言うと、その力をやはり、市長の提案があまりに道理のないことであるならば、それは議会の中で戦わせて引っ込ませるとい、そういうこともやれると思うし、議会で、そういうのをやっていかなきゃいけないと思うし、現に、世論との関係で思いとどまらざるを得ないことだって現実にあるわけだから。これをつくれれば力が、というそういうのはイコールにはならないと思うけれど。

**委員長** ありがとうございます。中原委員、御発言を願えれば、せつかくですから。

**中原巳年男委員** 先ほどから聞いていてほとんど同じかと思うのですけれども、ただ、今の議会ってどちらかという追認している場合が非常に多いということで、当然予算、決算についてもそうなのですが、やっぱり執行される予算を認めたのは議会ではありますが、その執行のされ方とか、それから実際にその事業を取り入れてやってみたことが果たしてどの程度市民益になっているのかというような部分については、非常に議会が今弱いだろうな、そういう知識が足りないだろうなというのは感じます。全市で考えた時に、例えば側溝をつくってくれという要望が出たと、その時に、行政のほうでは例えば500メートルあるところを10メートルずつ継続で何年もかけてやっていくのがいいのか、そこのところはもう一気にやっちゃう必要があるからやっちゃいましょうよとかいうような、そういう提案も、今議会からは何もできていないんだよね。例えば保育園の建てかえの計画にしても、何十年か前なのか、結構前につくられたものをそのまま使っているものが多いのだけれど、実際に人口の動向とかそういうことの中でいったら、やっぱりそこで順序を変えるとか統合するとかということは必要

だろうと思うけれども、やっぱり行政でつくった今総合計画とかそういうのは中期で見直しとかと言ってはいるけれど、やっぱり長期的な部分については現状踏襲というか、予算についても一律何パーセントということじゃなくて、やっぱり必要なところに使うような提案を議会としてはできていないのではないかなと。その辺のところも含めていろいろ検討していく、それからほかのところでもそうだったのですけれど、一番は、そういう提案をする、それから条例を議会として出す時の事務局の体制を充実させるということについては、かなり議長を初め議員の責任というのは大きいと思うのですね。北名古屋市に行った時に、失礼ですけれども今の事務局体制で議会から条例を出すことは可能ですかと言ったら、できませんとはじめにお答えをいただきましたので、やっぱりそういうことも含めた時に、議員も事務局も一体となってこういう議案で出せるよという体制を、自分たちも勉強しながらやっていかなきゃいけないと思うので、基本条例の勉強をしながらそういうことも含めてやっていかないと、条例はできました、でも中身が伴っていないという、そういう形になったんじゃ条例をつくっても何の意味もないと思います。

**委員長** ありがとうございます。

**副委員長** 議長を経験された方も、委員長を経験された方も協議会と名のつくものですね、そういった時の皆さんから意見を出していただいて、そのまとめ方の最後の言葉尻ってものすごく気を使われていると思います。例えば市民交流センターの10億円を超えないという付帯決議というのがありましたね。あれは議決でも何でもありませんけれども、相当効いてきたわけですね。それは、委員会の中で議決ではないけれども全員の意思統一として、簡単に決議したというような結果をそこで出したから力があるのであって、今まではほとんど反対意見だったのに、いざ議決の場になると賛成になってしまうというような場面もあるような気がしていますので、できるだけ議長さんなり委員長さんが、その皆さんの意見を集約した結果というものを、しっかり皆さんの意思として表明できるような場面を、今までよりさらに多くしていく必要はあると思います。それを議決ではないけれども、市長側に委員会あるいは議会の意思としてここはこうですよということは言うていく必要があるとは私は思っています。

**委員長** 表明する、もっと言えば、市長側には付帯決議は紙で持って行くことはできると思うのですけれども、市民とかにはそういうふう持っていったらいいですか。

**副委員長** ただ、そうするためには皆さん意見を出し合った後、もっと自由に討議をしないと、それは当然結論めいたことを言うということではできませんから、そこで議員間の自由な討議というものは自然に生まれてくるのではないかなと思いますけれども。

**中原巳年男委員** 今の話と前年度の500万円の予算の場合がそうでしたね。あれはコンサルに委託するはずのものが付帯決議があったので、職員でできるはずのものをなぜコンサルに出さなくてはいけないかという意味では、さっきの交流センターも含めてそうだけれど、議会としてのそういう意思表示というものを明確に出すことで、今後も必要であろうというふうに思いますけれどね。

**中原輝明委員** それに伴って、交通量調査をしたと言った。なぜここはできなかったか。あれは何かの記録の交通センサスでやったと。センサスでやればそういうことだ。実際にはないだよ、自動車なんか。なぜやらないか。それをおれはこの間言った、だれも言わないものでさ。またおれが言えばひねくれているとまた言われるで言わないが。できるものをやらない。ここが一番重要なことだよ。あれだけえらいことを言ったよ、交通量は、

センサスの話か。こっちは事実やっているだでね。やっぱしこういうところは実施しなきゃいけないさ。だれもあれに気がついたかつかないか知らないが、だれもやれとは言わないものです。それで広域消防の合併問題も一言もしゃべらなただけでも、松本広域連合の中では激しくやってるだよ、おれたちは、簡単にいいよじゃない、説明もいいか悪いか知らない、奴らも行ったり来たり答えは出てないでね。ただあれで、あやふやで行けばあやふやになると思うが、おれは4局で行けと言っただ。長野が1つになっていない、東北信は。にもかかわらず、中南信は1つで云々なんていうことは、それちゃって申し訳ないが、そういう話も知ってるだよ。行ってはおれは出すがな。雰囲気から見ると、おれの感じた雰囲気は、まだ財政事情も何もはっきりしてこないもので、うやむやのように聞こえたもので。そういうわけ。

**委員長** ありがとうございます。大体皆さんお話ししていただいてよかったと思います。私からは一つ、今の議論というのが一つ大前提だと思うね。議会はひっくり返すと会議ですし、議会の議は、議論するの、議なので、今の議会運営上討論は1回しかできません。討論1回の原則というのがあります。その手前の議会運営でいくと、質疑はありますが、あくまでも行政側にどうしても自分の考えをぶつけたり、もしくは疑問点を呈するだけだと。ここによく基本条例でほぼほとんど入っているのは自由討議という、いわゆる議会運営上一般的には討論の前に議員同士でそれぞれの考えを述べると。きょうやったような形ですね。これをもう一つ論点を絞って、私は賛成、反対なのだけれど、理由はこうだということ。そういう場面をつくっていくことが、結果的に先ほど中原委員とかがおっしゃった、予算の前にどれだけ市民の声なりを議会が顕在化させてできるとか、政策を将来的に考えていくとか、先ほど中原委員からあった、道を一回でやるのか刻んでやったほうがいいのかということ、こういう議論の中でしかいいところが見えて来ないと思うので、そういうのができるような議会運営ができればよりいいのかなと、個人的な意見ですが考えておりますので、また皆さんもぜひ御意見をいただければと思います。ちょっともう時間が結構しましたので、本当は市民との関係を少しお話したいのですが、まだお時間いいですか。休憩を若干取って、15分でも少しでも話してから、できるだけ進めて次の委員会には進みたいと思うので、では10分間休憩させていただいて、よろしくをお願いします。

午後3時06分 休憩

午後3時16分 再開

**委員長** では休憩を解いて再開いたします。きょうはこの映像というかプロジェクトというか用意したのは、きょうのような話を少し物的にするために画面にあったほうがわかりやすいかなと思って用意したのですが、ちょっとうまく動かないようなので、先に進めたいと思います。先ほど市長との関係といたくくりを中心にお話をいただいたことについては、こんな形で意見をいただきました。特にまとめることはしませんが、これを条文に正副委員長で、こういうのを入れたらいいなとかいう形でたたき台に生かしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。次は市民との関係とあとその他という形で話をできるだけ、時間のできる範囲でやっていきたいと思っております。

**中原輝明委員** 何時までやるのか。

**委員長** もう30分ぐらいで終わりにしたいと思います。

**中原輝明委員** 何時までやったっていいけどさ。

**委員長** では早速。市長の関係でいろいろ出たのですが、監視もしくは議会が提案していくという流れもあったと思うのですが、では市民の意見等、もちろん選挙ということを経て、私たちは地位を得ていますので、当然それだけでも十分だという考え方もあるかもしれないのですが、ただ一方で常に住民との関係、議会との関係というのはどうあるべきかなというのが言われております。もう少し、私の考えを申し上げて皆さんに議論をしていただければいいと思うのですが。

当選した後、白紙委任状を議会に渡したわけではないのだと、きちんと住民の声、もっと言えば時代、4年間の任期の中でいろいろ社会状況が変わる中で、その住民の考えとか、状況、市の将来性を考える時に、より議会に市民の声を取り入れて行ってほしい、もしくは取り入れていくべきだ、もしくは市長部局が正直言って執行でミスをしたり、この間あったような二重引き落としとかですね。そういった場合にどうしても議会はちゃんとチェックしていたのかと言われた時に、そんなところまでは見られないではないかということも含めて、市民に対して説明も時には求められるような状況もございます。先ほどの中村副委員長からあった監査請求などはまさにそういった事例だと思うのですが、そういう状況がある中で、今後どういった市民との関係、少し具体的なものを申し上げると、議会に参考人等呼んで市民が来て実際に話す場面、もしくは議会報告会など、それから栗山町なり松本市などでも今度始めるようですが、市民から公募を募って議員といろいろ話し合いなり意見交換をして、その上でまた議員が議会で議論していく。海外の例ではもうもちろん、普通に傍聴者に今の提案についてどうですかと、話せという言い方をするわけで、そこで市民が自由に話せる。これ実は名古屋市議会が、市長からの提案で議会が受け入れて今やりだしたということがこの間新聞記事に載っておりました。そんな状況もあるというところで、今後条例の中でどういう形で市民との関係を考えていけばいいのかなとか、もしくは議会の将来像を含めてどうでしょうか。

**副委員長** おそらく皆さん地域での総会であるとか行事であるとか、そういう時にごあいさつをされると思うのですが、ほかの地区でどのようなお話をされているのかというのはそれぞれみんな知らないわけですよ。同じ地区ならあれですけども。だいたいそういう場面で市の重要施策について議会はこういう議論があって、こういう答えを出しましたよというような報告は、それぞれの地域で機会をとらえてやっていらっしゃるのかということを知りたいというのが一つと、そういうことを言う場合に公平な立場で淡々と議会の経過を言うのか、自分の立場を主張するようなふうにお話をされているのかということは、他地区のことは全くわからないので、教えていただきたいのですが。吉田の場合は、立場に関係なく淡々と経過をкаいつまんで報告するというようなスタイルでやっています。絶対に自分の個人的な意見は、後の飲み会の席ですら言わない。そんな感じでやっています。

**中野長勲委員** 少なくともそのくらいのことはやらなきゃいけないよね、地区へ戻った場合の。それを議会報告とするのか、質問があればそれに答えるのか、地区によっても、例えば片丘の場合には片丘全体の場合には議会の立場で我々は答えてやる。それが片丘の中には地区があるわけ。北熊井、南熊井と。その中へ行けば、まず今の北熊井の状態は、ということから始まって、そういった議会に関係するようなこと、例えばの話をすると、30年来でできなかった道路が、やっとここで3月に平成21年度の予算で手をつけてもらった。5年間かかって、150メートルが、1年に30メートルずつ。だからさっき中原委員が言ったが、こんなもの一気にやっちゃうじゃないかと、というけれど、やはり一気にやっちゃったほうが安く上がるわけ。毎回毎回1年ずつやるよりも。

でもそれはやってやりたいけれど、というようなことも地区民には話をする。納得してもらおうわけ。了解を得ると納得してもらおうのと、これは難しい。ただ報告して了解した、納得したということと、これは別だと思っただよね。議会報告というのは全体でやるのが議会報告なのか、それとも地区へ戻ってそれぞれの立場でやるのか。そうは言っても、大門地区とすれば議員の数が少ないわけ。これはある程度間隔があいちゃう。緻密にできるところとそれはあると思うけれど、まず議会報告というものは地元、地元というか小さいところからやっていくべきではないかなと思います。

**丸山寿子委員** 片丘と出たので。本当に今中野委員が言うように、それぞれ議会の議決がもし違う立場だったとしてもやはり公平にお互いに地区の住民の人たちに市全体のことも知ってほしいので、それは知ってもらいたいという意欲も込めてあいさつをしているわけです。

ちょっとそのことは置いておきまして、この間は片丘の体協の総会があって、その中で市の体協の会長さんが、議会が反対しているのだというようなあいさつをしてくださってしまったので、私も一般的なあいさつをしようと思ったのですが、住民に対して頑張っていたことに対する言葉も含めてだったので、市民がこういう考えでこうだというようなことも、そういう場合はしっかりと具体的になぜ議会がそうだったのかというようなことも含めてあいさつをしています。地区は地区で大事だったり、自分に票を入れてくれていると思われる人だとか、普段接点のある人というのはそういう機会もあるのでいいと思うのですが、中野委員が今言ったのでついでに発言しますけれど、市民全体を対象にした、やっぱりそういう住民に対する説明というのは、普段接することのできない人に対して接点ももてるという意味で、非常にいいなというふうに思っています。そしてなかなかすごく言ってるようでも、なかなか伝わっていかない部分もあって、議会では体育館のことと、その前の年の有害自販機のことと、議会自体もすごく議論の時間もあつたし、委員長報告もすごく長くしたりだとか、結構市民も関心を持っていたのですが、それでもやはり伝わりきれていない部分があるなということを経験するので、いろいろな機会をふやす、形をふやすということはいいことだというふうに思います。以上です。

**委員長** ありがとうございます。折角なのでさっき副委員長からどんな形で、もしこうやっているよというのがあれば、私は、住民に対する報告とか、普段どういう形で情報を提供しているかという話を出してください。

**中原巳年男委員** 自分のいわゆる後援者の集まりの場合と、それから地域ですとか団体の時と、話すことはほとんど同じですが、ただ自分の立場はこういう立場を取りましたということとをまず説明をして、違う意見だった人はこういう考え方でこういう行動を取りましたというようなことも全部報告をします。特に新聞で結構そういう意見が分かれたような議案については、新聞に取り上げられているのですが、言葉でそこで伝えると、私そんなこと知らなかったという人が結構多いね。新聞記事には載っていたと思いますがというふうに話をしても、やっぱりそういうことで特に大きな交流センターの件ですとか、今回のウイングロードの件だとか、鉾研工業の件とかがってというようなことについて3月の予算にかかわるようなものについては、その後いろいろな機会です話していますけれども、新聞に書かれていることをそのまま、例えば今度の新しい旧ヨーカドービルの1階にどういふところが入り、2階にどういふところが入るといふのはちゃんと新聞でもしっかり報道されているのですが、薬屋さんがでっかいのが入るだねとか、衣料品屋さんが1個大きいのが入るだねとかいふことで、新聞を見ていない人とか、理解できていない人が結構多いのかなというように感じるので、報告会はしたいというふうに自分が思うのは、さっきもありましたけれど、議会で決まったことについてはこういう結論が出ました。意

見としては、賛否それぞれあった場合にはこういう意見が出ましたということを報告して、市民にお知らせしていくということは大事なことはないのかなというふうに思います。

**鈴木明子委員** 私たちは組織と言うけれど、不特定多数にお知らせをして報告会をやりますなり、語る会をやりますということでやらせてもらうようにしています。後援会とかそういう集いもありますけれども、全市的にできるだけそういうふうにしたいなと思って取り組みはしているのです、不十分なところはあると思いますけれども。県政について報告したりとか、市政についてとか。だから、中原巳年男委員も今言われたように、私たちの会派としてはこういうふうな態度を取りましたということをお知らせして、それはこういう理由からですというのと、結果的には新聞に載った答えなどもあるので、そういうふうになったのですけれども私たちはこういうふうな立場をとりましたというような報告をやったりとか、民報というのを出したりとか、そういうふうにしてお知らせしているのですけれど。

だから、例えば各行政区単位にまではできないのではないかなと思うけれども、例えば去年まで飛び込み市民会議みたいなのを支所ごとに単位でやっている。あの時に、本当は行政区単位でやってもいいのだけれど、なぜ支所ごとにまとまっちゃうかという、集まる側がそんなことを言ったって人は集まらないと。だから、何とか役員だけ出ていけば格好になるように、みんなまとまって一カ所でやったほうがお答えできるんじゃないかというようなのが区長さんたちの中で聞かれることなんですね。でも一方では、例えばゴミの説明会みたいなのを各区で開くと、切実な問題であるということの裏返しなのかわからないのですけれども、そんな心配なしに本当に全戸にビラを配るだけで一定の人たちは集まってきて聞いていくという、そういうのもあるので、そういうところへ議会が話をするというのでやっていった時に、集めるのも含めて自分達が全部やるというのか、やるのでと言ってどういうPRの仕方をするかわからないけれど、行政の区長さんたちの手をわずらわせることなくやるとすれば、それは相当なあれが必要になってくるのではないかなというふうに。それをさらに例えば区長さんたちにお願いをして集めていただくなどということになれば、またその御理解もいただかなきゃならない問題も出てくるんじゃないかなと。人を集めるということの大変さというのはあるんじゃないですか、というのはあって、それぞれの24人の議員が工夫して、いろいろな形でいろいろなところでやるというのが一つはありかなと思ったりするのです。

**中原輝明委員** 洗馬の場合は、実は体育協会長と公民館長を兼ねてるだよ。それでこの間、おれは地区でやったけど、体育協会長は体育館を建てる推進派だよな、公民館長は地域の中のことをまとめてやっているのだが、おまえは大体どういう意見だと。意見なんかやたら書けないじゃん。そしたら、それも弱ったが、洗馬地区で体育協会長と公民館長を兼ねているというのは、双方が両輪でうまくいっているというのは彼の言い分だ、洗馬地区内では、ただ外に出た時は、体育協会長というのは体育館建設の一員だね、あれは。それだ、発言は気をつけなきゃだめだよ。それで弱っているということは言ったが。洗馬地区では体育協会長と両方兼ねて一人でやっていくのが一番理想というのが、今の洗馬地区の全体像だね。ほかのところは体育協会長は別だね。うちのほうは兼ねてるだよ。そこのところはやりとりが面倒なところはあるけれども、その部分では彼は困っているし、切り離せとおれは言っているのだけれども、なかなかそれぞれの。

**丸山寿子委員** 議員の自分はどうかを聞かせてください。

**委員長** どんなふうに議会の話を地元で。

**中原輝明委員** 地元では、おれの話なんてものは、勝手にそこら辺で。体育館の問題もやったし、ここの問題もやったし、この間、賛否6対幾つになった、あれも話した。それで、洗馬の議員は4人で、3人が反対したわけだな。反対した理由も全部話したさ。だが負けた理由も話したし。負けた以上はそっちについて行くと、こういう話をした。こういうことせ。後援会というものは何もないだよ、おれは。後援会はそこで飲んで喧嘩して終わった。それがちゃんと続けば後援会が続いていく。ないだ、特殊な後援会というものは、おれ。

**古厩圭吾委員** おれも本当は議会報告会みたいなものをやらせてもらうが、ただそういう形でお集まりいただくこと、だいたい志願する人は何も言わない、言わないし出て来ない、大体ね。むしろ、いろいろな形の会合や何かや、あるいは飲み会の後や何かで、雑談的にいろいろな話が出て、それで、あの意見が出てくるのがおれは正直なところかなと、正直言うと思う。いろいろな機会にはいろいろなごあいさつの中には入れさせてもらうが、ただし皆さんに言わせれば、おまえはそんな格調高いけど、いろいろ言たって誰も聞いちゃいないぞと。それよりも、もうちょっと自分の住んでいるところにかかわる話でなければ関心など持ってないよみたいな話を御指摘をいただく。ある面では、例えば交流センターなんて、そんなことを言たってだれがあんなところに行くと思ってるだ、とか言われるでね。率直な話ね。そういう現実感を踏まえて、結局おれがどうするのかというところも含めると、非常に悩ましい話だと思える。おれはおれなりの理想はそれなりにある。ただ、そのことと住民の皆さんの御意見をどうやって生かせるのかという部分との、この難しさ。理想だけでいけば、国を見ていればわかるように、つながりがないような現実になりかねない。そういう悩みしさはあるね。それで例えば道のへびが通うような細いところがある。なぜ直さないかと。直すことはそれなりにわからないではない。ただ1個、一番思うのは、そこでその人のある種のエゴを聞いて、それをかなえる努力をして、場合によれば可能なわけ。それでは何も言わないで賛同して真っ先に負担してくれた人をどうしてくれるだと。それでは世の中ゴネ得だけじゃんかと。そういうことをやるのがいいのかと言われた時には、何とも言いようがなくなっちゃう。だから、それは住民の意見で、あんなところがくびれているのはなぜやらないとそのたびお叱りをいただく。だがおれは、ある面では一つの象徴だよと、これも。そのくびれた部分で事故が起きるかというとき起きない。やっぱみんな待っているわけさ。それは頭に来ると思うよ。うんと広い道だでね、両側とも。だがそういうこともしょうがないかもしれないと。おれもいつまでもそれがいいとは言わないけれども、だが問題提起にはそういうことだって大事かもしれないと。おれが力のない議員だから広げられないでいるけれども、だけれども、そんなこと、おれが一番思うのはこういう事業をやろうというふうに賛同して出してくれる人がいる、真っ先に。ところがその人に行政にしてもそうだけれど、補償やなんかは一番その人が少ないよ、そんなこと言ってはいけませんが。力なくて最後まで人に迷惑かけて、最後に一番おいしいところをとってということになりかねないわけ。そんなことがいいだかいと。おれはそのくらいのことを言っちゃうがね。そういう部分で自分の皆さんの思いというものをどういう形で聞いたり、どういう形で形が表せるかというのは、難しいことだなというのをおれは感じている。

**中原輝明委員** もとに戻っちゃってあれだが、おれはいつも出て来なくて申し訳ないが、今までやった経過というのはもうやる方向ということか、方向はまだ出ていないわけか。どんなふうになっているだい。

**委員長** 簡単に申しますが、12月の議会に条例案を提出できるようにこの委員会で議論していくということで。

**中原輝明委員** それは一致しているわけかい。

**委員長** それは全会一致でいただきましたし、スケジュール表もお手元に行っているかと思います。

**中原輝明委員** それではうんと論議しないと。論議か、これは一つのたたき台を事務局とつくて、そこで内容をやれば、もっと進んじゃっていけないか。

**委員長** 前回、前文をおつくりしたのですけれど。

**鈴木明子委員** それで、今回よその既にできているところで、私たちの議会が視察に行っているところのものを並べて見て、どこをチェックしていくかというようなことを、筋を決める。

**委員長** おっしゃるとおりです。

**中原輝明委員** 任せたいいが、わからない。横すべりするから、若い人は、まあいいわ、わかりました。

**委員長** ちょっと今、こんな感じで聞いたのですが、本当はもう少し、もし市民がここに来て話すとしたら、それをどう感じるとかという話も本当はちょっとしたいのですが、きょうはこれ以上やってもあまりね、疲れてきましたので。

**中原輝明委員** 疲れちゃいないがまたやればいい。

**委員長** 1点きょう確認したいのは、次回も少しそんな話を冒頭にしたあと、もし何となく条例の枠なりのことについても少し、正副委員長で案を間に合えば出していきたいと思いますが、そんな形で次回まで、またきょうみたいな話もいろいろ脱線したり、私は結構なことだと思っていますので、そんな形で進めたいと思いますがよろしくお願いします。日程はここで決めた方がいいですか。

**中原輝明委員** ここで決めてくれればいいな。

**委員長** きょうの話をあまり忘れないうちに、実は開きたいのですが、6月4日が予定で一応開会日になっていますので。

**古厩圭吾委員** その日に空いている時間がありはしないか。

**委員長** 一般質問のある人がね。

**事務局次長** 漆器祭りがある。

**委員長** そうだ。議長、副議長も午後行かなきゃいけないですから。5月31日、6月1日、2日はどうなのですか。きょうは14日ですかね。5月24日の週とかはどうなのですか。31日という話があったですね、事務局との話で。

**事務局次長** 5月31日はですね、こんどはJALの最終便のセレモニーが午後入ってきますから。

**委員長** 札幌便ですか、福岡便ですか。

**事務局次長** これは大阪。

**委員長** では午後ですかね。

**事務局次長** それと議長は午後3時半からの、今度、FDAの関係であるので。6月1日も初便の運行の関係があるものですから。

**委員長** 5月28日、議運は午後からですよ。

**事務局次長** 6月1日午後だったらいいですね。2日は午前中はだめですが、3日は中村委員さんは、財産区の決算の審査は関係あるのですか。

**副委員長** あります。



**事務局次長** それは午前中ですか、午後ですか。

**副委員長** 全部一日でやっちゃうそうなので。

**事務局次長** 一日ですか。

**中原輝明委員** もっと向こういってもいいじゃん。

**委員長** それは困るので。予定表のスケジュールで早めにしないと間に合わないものですから。6月1日はどうですか。FDAの関係があるのですか。午後はあいているのではないですか。

**事務局次長** 午後はあいています。

**委員長** では6月1日午後、よろしいでしょうか。ではお願いします。午後1時半から。きょうぐらい多分かかるおつもりでよろしくをお願いします。小野委員はまさかこんなに長いと思わなかったということで退席されましたが。

午後1時半から2時間程度、よろしくをお願いします。では、また次回いろいろ皆さん、思うところというか、特に議長経験者の皆さんもいらっしゃいますので、これまでの経験も含めて今後こういう議会にしたかったとかあれば、ぜひ聞かせていただければと思います。それでは第4回の委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

午後3時45分 閉会

平成22年5月13日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市議会基本条例特別委員会委員長      金子 勝寿      印